

◆◆◆ 区域管理者が登録販売者である場合の必要書類 ◆◆◆

1 第二類医薬品又は第三類医薬品を配置販売する区域の区域管理者の場合

業務・従事の店舗等	必要な業務経験	必要書類	根拠
薬局、店舗販売業又は配置販売業において、 1 一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間 2 登録販売者として(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間	過去5年間のうち、左欄の1及び2の期間が通算して2年以上(ただし、月80時間以上従事した場合を1か月とカウントすること)	・業務従事証明書又は実務従事証明書 ・勤務状況報告書	省令第149条の2第2項第2号
	過去5年間のうち、左欄の1及び2の期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間で1,920時間以上		
薬局、店舗販売業又は配置販売業において、 1 一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間 2 登録販売者として(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間 3 店舗管理者又は区域管理者として勤務した期間	左欄の1及び2の期間が通算して2年以上あり、かつ、過去に店舗管理者又は区域管理者として勤務していた	・業務従事確認書又は実務従事確認書 ・勤務状況報告書	省令第149条の2第2項第2号(ただし書)
	左欄の1及び2の期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間で1,920時間以上従事し、かつ、過去に店舗管理者又は区域管理者として勤務していた		
薬局、店舗販売業又は配置販売業において、 1 一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間 2 登録販売者として(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間	左欄の1及び2の期間が通算して5年以上(ただし、月80時間以上従事した場合を1か月とカウントすること)あり、かつ、体制省令に規定する研修を通算して5年以上受講している	・業務従事確認書又は実務従事確認書 ・勤務状況報告書 ・研修の修了証	令和3年省令第132号附則第2条第1項(経過措置)
	左欄の1及び2の期間が通算して5年以上あり、かつ、4,800時間以上従事し、かつ、体制省令に規定する研修を通算して5年以上受講している		

※ 平成21年6月1日以降、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間を通算することができます。

**2 第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者の場合 ※区域管理者を補佐するものとして薬剤師を置くこと**

業務・従事の店舗等	必要な業務経験	必要書類	根拠
1 次のいずれかの店舗等で登録販売者※ <sup>1</sup> として業務に従事した期間 ・要指導医薬品若しくは第一類医薬品を取扱う薬局 ・薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品又は第一類医薬品を取扱う店舗販売業 ・ <u>薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を取扱う配置販売業の区域</u> ※ <sup>2</sup> 2 次のいずれかの店舗等で管理者であった期間 ・第一類医薬品を取扱う店舗の店舗管理者 ・第一類医薬品を配置販売する区域の区域管理者	過去5年間のうち、左欄の1及び2の期間が通算して3年以上（ただし、月80時間以上従事した場合を1か月とカウントすること）	・業務従事証明書 ・勤務状況報告書	省令第149条の2第2項第2号
	過去5年間のうち、左欄の1及び2の期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間で2,880時間以上		

※1 既存配置販売業者については、「既存配置販売業者の配置員」に読み替えてください。

※2 既存配置販売業者については、薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する既存配置販売業において配置員として業務に従事した期間を含みます。